

令和7年度 市民税・県民税申告の手引き②

4 申告書の記載事項について

項目ごとに申告内容の具体的な説明を記載しています。このうら面には記載例がありますので、申告書記載のご参考にしてください。

「申告者」の記入欄

令和7年1月1日時点のご住所(現住所と違う場合には、「現住所」欄もご記入ください)・氏名・フリガナ・生年月日・個人番号(マイナンバー)・電話番号を記入してください。
なお、個人番号を記載する際には添付資料を必ずご確認ください。
(別紙手引き①、3 申告に必要なもの の①をご覧ください)

おもて

「1 収入金額等」の記入欄・「2 所得金額等」の記入欄

所得金額とは、収入金額から必要経費等を差し引いた金額を指します。収入金額等と所得金額等は必ずセットで記入してください。

■給与と所得のある方(収入：カ、所得：⑥)

■公的年金等に係る雑所得のある方(収入：キ、所得：⑦)

給与・公的年金等については、必要経費等を特定することが難しいため、所得金額は7ページの4-4の表で求めた金額を記入してください。
《以下の所得がある方は申告書うら面にも記入する欄があります。》

■事業所得(営業等所得)(収入：ア、所得：①)

■不動産所得(収入：ウ、所得：③)

申告書うら面「7事業(営業等)・不動産所得に関する事項」で、収入金額・必要経費・専従者給与(控除)額・青色申告特別控除額から所得金額を計算し、収入金額、所得金額を申告書おもて面に転記してください。事業専従者の方がいる場合、申告書うら面「12事業専従者に関する事項」にも記入してください。

■事業所得(農業所得)(収入：イ、所得：②)

別紙「収支内訳書・収支内訳明細書(農業所得用)」に記入し、収入金額をイに、所得金額を②に転記してください。

■雑所得(業務・その他)(収入：ク、ケ、所得：⑧・⑨)

他のどの所得にも該当しない所得で、生命保険契約に基づく個人年金や原稿料、シルバー人材センターの配分金等がある場合にご記入ください。申告書うら面「9雑所得(公的年金等以外)に関する事項」に記入し、収入金額(業務)をク、所得金額(業務)を⑧、収入金額(その他)をケに、所得金額(その他)を⑨に記入します。公的年金等に係る雑所得がある方は、その額と⑨の合計額を⑩に記入してください。

■一時所得(収入：シ、所得：⑪)

生命保険の満期金や解約一時金、懸賞当選金、競馬等の払戻金等による所得がある場合にご記入ください。申告書うら面「10総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」の一時所得の欄に記入し、収入金額から、必要経費、特別控除額50万円(収入金額から必要経費を差し引いた金額が50万円以下のときは、その額)を差し引いた金額をシに、その額を1/2した金額を⑪に記入してください。

佐倉市	No.
令和7年1月1日現在の住所	氏名
フリガナ	TEL
氏名	生年月日
フリガナ	個人番号
フリガナ	電話番号

収入金額	所得金額
給与	⑥
公的年金等	⑦
事業所得	①
不動産所得	③
雑所得	⑧・⑨
一時所得	⑪

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の記入欄

⇒6ページの4-1へ
(社会保険料控除・生命保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除等)

「配当割額・株式等譲渡所得割額」 「寄附金税額控除」

⇒7ページの4-2へ

「5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法」の選択欄

⇒7ページの4-3へ

☆給与と所得・公的年金等に係る雑所得以外の所得がある方は、申告書うら面に収入金額・必要経費等を記入して所得金額を求め、申告書おもて面へ転記してください。

「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」の記入欄

総合課税の譲渡所得や一時所得のある方は記入してください。
総合譲渡所得…骨董品、ゴルフ会員権等、土地・建物以外の資産譲渡による所得
一時所得…生命保険の満期金、競馬等の払戻金等による所得

「6 給与所得の内訳」の記入欄

給与と所得のある方で、源泉徴収票の発行が不可能な場合は記入してください。

給与所得の内訳	源泉徴収票の発行が不可能な場合は記入してください。
給与	⑥
源泉徴収額	⑦
雑所得	⑧・⑨
一時所得	⑪

「7 事業(営業等)・不動産所得に関する事項」の記入欄

営業等の事業所得のある方や不動産所得がある方は、収入金額、必要経費、専従者給与(控除)額等を記入してください。

「8 配当所得に関する事項」の記入欄

株式(出資)の配当、協同組合等の剰余金の分配等の所得を申告する方は記入してください。なお、上場株式等(大口株主等を除く)の配当は、原則、申告不要です。

「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」の記入欄

生命保険契約に基づく個人年金や原稿料・講演料・シルバー人材センターの配分金等の所得がある方は記入してください。

「12 事業専従者に関する事項」の記入欄

営業等の事業所得や不動産所得のある方うち、事業専従者の方がいる場合、氏名・専従者給与(控除)額等を記入してください。

「16 他の市区町村で課税されている方の記入欄」

令和7年1月1日現在、住民票は佐倉市にあるが生活の本拠が他の市区町村にあり、そこで課税されている方は、課税地のご住所を記入してください。

「15 収入のなかった方の記入欄」

令和6年中に収入がなかった方は、該当項目に○をするか、ご記入をお願いします。別紙手引き①の2 令和6年中に収入がなかった方をご参照ください。

「11 別居の扶養親族等・事業専従者に関する事項」の記入欄

扶養親族等や事業専従者とした方うち、別居の方がいる場合に記入してください。

「13 分離課税の所得に関する事項」の記入欄

土地や建物の譲渡による所得、株式等の譲渡所得、先物取引に係る所得を申告する方等が記入する欄です。ただし、これらの所得は、所得税の確定申告が必要な場合がありますのでご注意ください。

「14 所得金額調整控除に関する事項」の記入欄

⇒別紙手引き①の(令和3年度から)所得金額調整控除に該当する扶養親族を有する方をご参照ください。

4-1 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除 ⑭ 小規模企業共済等掛金控除

⑬ 社会保険料控除	給与・年金から引かれた金額	円	国民健康保険料(控)	円	後期高齢者医療保険料	円
	介護保険料	円	国民年金保険料	円	その他(任意継続等)	円
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	支払掛金	円	※社会保険料は各項目で重複のないようご記入ください。 ※社会保険以外の年金・給与から天引されている社会保険料は、控除できません。			

令和6年中に支払った金額を記入してください。源泉徴収票に記載された社会保険料の金額は、「給与・年金から引かれた金額」に記入してください。なお、その場合は他の項目と金額の重複がないようにしてください。

⑯ 地震保険料控除

⑯ 地震保険料控除	地震保険料控除の計	円	旧長期損害保険料の計	円
-----------	-----------	---	------------	---

地震保険料と旧長期損害保険料の2つの区分があります。別々に令和6年中の申告額を記入してください。旧長期損害保険料は、平成18年12月31日までに契約し、保険期間が10年以上で、満期返戻金のあるものです。なお、一つの契約で地震保険と旧長期損害保険の両方の保険契約が記載されているものは、どちらか一方を選択して申告してください。

⑰ 寡婦控除 ⑱ ひとり親控除

⑰ 寡婦控除	該当の番号を記載	1 死別・3 生死不明 2 離別・4 未帰還
--------	----------	---------------------------

寡婦控除(ひとり親に該当する方は除きます。)

合計所得金額が500万円以下の方のうち

①夫と死別後再婚していない方又は夫が生死不明の方で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方。

②夫と死別又は離婚後再婚していない方や、夫が生死不明の方で、子以外の扶養親族を有し、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方。

ひとり親控除

現に婚姻をしていない方又は配偶者が生死不明の方で、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有し、合計所得金額が500万円以下であり、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいない場合は、ひとり親控除に該当します。

⑳ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

※これらの控除等を申告しない場合、この欄には何も記入する必要はありません。
※他の方の扶養親族になっている方や事業専従者として申告されている配偶者について、これらの控除等を申告することはできません。

㉑ 令和6年中の本人の合計所得金額が1,000万円以下*¹であり、同年中の生計を一にする配偶者の合計所得金額が133万円以下*²である場合
→配偶者の氏名・生年月日・個人番号・令和6年中の合計所得金額を記入して、同居・非同居・国外の区分を選択してください。

「同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)」の口に✓をする必要はありません。

㉒ 令和6年中の本人の合計所得金額が1,000万円超*³であり、同年中の生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下*⁴である場合
→配偶者の氏名・生年月日・個人番号・令和6年中の合計所得金額を記入して、同居・非同居・国外の区分を選択してください。

「同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)」の口に✓をしてください。

※合計所得金額は、収入金額とは異なります。

上記の*1～*4は、給与と所得のみの方であれば、対応する給与収入金額はそれぞれ1,195万円以下、201万6千円未満、1,195万円超、103万円以下です。

※国外居住の配偶者をこれらの控除等の対象とする場合は、「親族関係書類」と「送金関係書類」の提出が必要です。(別紙手引き① 3 申告に必要なもの の③参照。)

㉓ 扶養控除 ㉔ 年少扶養控除

※これらの控除等を申告しない場合、この欄には何も記入する必要はありません。
※他の方の扶養親族等(控除対象配偶者等を含む)になっている方や事業専従者として申告されている親族について、これらの控除を申告することはできません。

申告者と生計を一にする配偶者以外の扶養親族であって、令和6年中の合計所得金額が48万円以下*¹の方がいる場合、その扶養親族の氏名・生年月日・個人番号を記入して、同居・非同居・国外の区分を選択してください。

※合計所得金額は、収入金額とは異なります。

上記の*¹は、給与と所得のみの方であれば、対応する給与収入金額は103万円以下です。

※国外居住の親族をこれらの控除の対象とする場合は、「親族関係書類」と「送金関係書類」等の提出が必要です。(別紙手引き① 3 申告に必要なもの の③参照。)

㉕ 雑損控除

㉕ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	円	円
	保険金などで補てんされる金額	円	円
	差引損失額のうち災害関連支出の金額	円	円

㉖ 生命保険料控除

㉖ 生命保険料控除	新生命保険料	円	新個人年金保険料	円	介護医療保険料	円
	旧生命保険料	円	旧個人年金保険料	円	※生命保険料は各種別の合計額をお書きください。	円

一般生命保険料(新・旧)、個人年金保険料(新・旧)、介護医療保険料の5つの区分がありますので、別々に令和6年中の申告額を記入してください。なお、種別については、控除証明書や保険の契約書等に記載されています。

㉗ 勤労学生控除

令和6年の末日時点で大学・高校などの学生で、自己の勤労に基づく給与と所得等がある方うち、合計所得金額が75万円以下で、そのうち、自己の勤労によらない所得が10万円以下の方は、学校名を記入してください。

㉘ 障害者控除

自己又は控除対象配偶者や扶養親族の方が障害者手帳などの交付を受けている場合、その方の氏名・手帳などの等級・障害の程度を記入してください。

普通…身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、
精神障害者保健福祉手帳2・3級等。

特別…身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、
精神障害者保健福祉手帳1級等。

㉘ 障害者控除	氏名	手帳などの等級	身体・精神・療育	障害の程度	級	普通・特別	控除額	職員記入
	氏名	手帳などの等級	身体・精神・療育	障害の程度	級	普通・特別	控除額	職員記入

㉙ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	氏名	生年月日	個人番号	配偶者の合計所得金額	円	該当○	同居・非同居・国外
	氏名	生年月日	個人番号	配偶者の合計所得金額	円	該当○	同居・非同居・国外

㉚ 扶養控除	氏名	生年月日	個人番号	合計所得金額	円	該当○	同居・非同居・国外
㉛ 年少扶養控除	氏名	生年月日	個人番号	合計所得金額	円	該当○	同居・非同居・国外

災害又は盗難若しくは横領によって、資産について損害を受けた場合等に受けることができる控除です。この控除の適用を受ける場合、お手数ですが詳細はお問い合わせください。

⇒このうら面には4-1の続きと、記載例があります。

